

事 務 連 絡
平成23年3月16日

各地方整備局 総務部 契約管理官 殿
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 事業振興部
 工事管理課 工事契約管理官 殿
 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部
 技術管理課長 殿

大臣官房 地方課
 公共工事契約担当室長
大臣官房 技術調査課
 建設システム管理企画室長
北海道局予算課 経理指導官

東北地方太平洋沖地震に伴う緊急復旧事業の前金払の取り扱いについて

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、甚大な被害を受けたことから、被災地域においては迅速な緊急復旧事業の実施が求められているが、緊急復旧事業を円滑に着手・実施するにあたり必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要である。

については、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるよう、次のとおり取り扱いを定めたので、適切に取り扱われたい。

記

○緊急復旧事業に係る前金払の推進について

従来、前払金の支払手続きは、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難であり、又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続きを行えるものであるので、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該業者の意向を踏まえて、積極的に活用されたい。

(1) 緊急復旧事業の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続きを行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の地震被害に係る緊急復旧事業において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「緊急復旧事業の暫定契約書」（別紙1）を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

(2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続きを行っても差し支えないものとする。

なお、業務においても上記と同様の対応とし、土木設計業務等委託契約書の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

緊急復旧事業の暫定契約書

工事の名称	〇〇緊急災害工事
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 築堤工 法面工 かごマット工 根固めブロック 撤去工
契約業者名	〇〇〇建設 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
工事種別	一般土木
請負契約日(協議成立日)	平成23年〇月〇日
工期(暫定)(自)	平成23年〇月〇日
工期(暫定)(至)	平成23年〇月〇日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇建設 株式会社 印

緊急復旧事業の暫定契約書

業務の名称	〇〇緊急災害業務
業務概要 (契約金額(概算)に相当する業務概要を記載すること。)	災害復旧業務 〇〇検討業務 〇〇測量
契約業者名	〇〇〇コンサルタント 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
業務履行場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
業務種別	建設コンサルト業務及び測量業務
請負契約日(協議成立日)	平成23年〇月〇日
履行期間(暫定)(自)	平成23年〇月〇日
履行期間(暫定)(至)	平成23年〇月〇日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第26号)による土木設計業務等委託契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇コンサルタント 株式会社 印